



青森県報

号外第三十一号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目次

規 則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………	(総務学事課) …… 一
青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………	(環境政策課) …… 一
青森県工業総合センター利用規則……………	(創造産業) …… 二
青森県農林総合センター利用規則……………	(農林水産政策課) …… 四
青森県肉用牛人工授精用凍結精液製造に関する規則の一部を改正する規則……………	(畜産課) …… 七
訓 令	
青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	(総務学事課) …… 七
青森県長期総合計画策定連絡会議規程の一部を改正する訓令……………	(企画課) …… 三
告 示	
青森県工業試験場研修生規程の一部を改正する規程……………	(創造産業) …… 三

規 則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十六号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号(七)中「農業試験場長(ただし、柵ノ木公舎にあつては、りんご試験場長とする。）」を「農林総合研究センター所長」に改め、同号(十)中「畜産試験場長」を「農林総合研究センター所長」に改め、同号(五)中「りんご試験場長」を「農林総合研究センター所長」に改める。

附 則

- この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前において、農業試験場長、りんご試験場長及び畜産試験場長が行った承認その他の行為又は農業試験場長、りんご試験場長及び畜産試験場長に対して行った申請その他の行為は、農林総合研究センター所長が行った承認その他の行為又は農林総合研究センター所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県規則第二十七号

青森県知事 木 村 守 男

青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則（平成十四年三月青森県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
「環境保健センター所長」を「当該書類又は磁気ディスクの提出に係る事業所の所在地を担当する環境保健センターの環境管理事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県工業総合研究センター利用規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十八号

青森県工業総合研究センター利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、青森県工業総合研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの利用)

第二条 センターの弘前地域技術研究所長（以下「弘前地域技術研究所長」という。）は、センターの弘前地域技術研究所（以下「弘前地域技術研究所」という。）の業務に支障がないと認められる場合は、弘前地域技術研究所の青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第五号。以下「使用料等徴収条例」という。）別表第一第一号から第四号までに掲げる機械を使用させ、並びに使用料等徴収条例別表第二第一号に掲げる化学分析（無機分析（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。）のうち、金属材料の分析並びに鉱石類及び排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）を除く。）を、同表第二号に掲げる

試験（金属材料物理試験、組織試験、探傷試験及び砂試験を除く。）及び同表第四号に掲げるデザインの依頼を受けることができる。

2 センターの八戸地域技術研究所長（以下「八戸地域技術研究所長」という。）は、センターの八戸地域技術研究所（以下「八戸地域技術研究所」という。）の業務に支障がないと認められる場合は、八戸地域技術研究所の使用料等徴収条例別表第一第五号及び第六号に掲げる機械を使用させ、並びに使用料等徴収条例別表第一号及び第三号に掲げる化学分析（同表第一号に掲げる化学分析にあつては、金属材料の分析並びに鉱石類及び排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）に限る。）並びに同表第二号及び第三号に掲げる試験（同表第二号に掲げる試験にあつては、金属材料物理試験、組織試験、探傷試験及び砂試験に限る。）の依頼を受けることができる。

(申請書等の提出)

第三条 弘前地域技術研究所又は八戸地域技術研究所の使用料等徴収条例別表第一に掲げる機械を使用しようとする者は、機械使用申請書（第一号様式）を弘前地域技術研究所長又は八戸地域技術研究所長に提出しなければならない。

2 弘前地域技術研究所又は八戸地域技術研究所に使用料等徴収条例別表第二に掲げる化学分析、試験又はデザインを依頼しようとする者は、化学分析（試験、デザイン）依頼書（第二号様式）を弘前地域技術研究所長又は八戸地域技術研究所長に提出しなければならない。

(依頼者への通知)

第四条 弘前地域技術研究所長及び八戸地域技術研究所長は、依頼を受けた化学分析、試験又はデザインを完了したときは、当該化学分析、試験又はデザインを依頼した者に対し、その結果（デザインにあつては、完了した旨）を通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（青森県機械金属技術研究所手数料及び使用料徴収条例施行規則及び青森県工業試験場の使用等に関する規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 青森県機械金属技術研究所手数料及び使用料徴収条例施行規則（昭和四十年十

月青森県規則第八十八号)

二 青森県工業試験場の使用等に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十四号)
(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる規則の規定のうち第三条に相当する規定により青森県工業試験場長又は青森県機械金属技術研究所長に提出された申請書又は依頼書は、第三条の規定により弘前地域技術研究所長又は八戸地域技術研究所長に提出された機械使用申請書又は化学分析(試験、デザイン)依頼書とみなす。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

青森県工業総合研究センター弘前(八戸)地域技術研究所長 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

機 械 使 用 申 請 書

下記のとおり機械を使用したいので、青森県工業総合研究センター利用規則第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用しようとする機械の名称
- 3 使用しようとする日時
- 4 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

青森県工業総合研究センター弘前 (八戸) 地域技術研究所長 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

化 学 分 析 (試 験、デ ザ イ ン) 依 頼 書

下記の化学分析 (試験、デザイン) について、青森県工業総合研究センター利用規則第3条第2項の規定により依頼します。

記

- 1 依頼の目的
- 2 化学分析 (試験、デザイン) の内容及び数量
- 3 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

~~~~~  
青森県農林総合研究センター利用規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十九号

青森県農林総合研究センター利用規則

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、青森県農林総合研究センター (以下「センター」という。) の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの利用)

第二条 センターの畜産試験場長 (以下「畜産試験場長」という。) は、センターの畜産試験場の業務に支障がないと認められる場合は、青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例 (平成十五年三月青森県条例第六号。以下「使用料等徴収条例」という。) 別表第二に掲げる分析等の依頼を受けることができる。

2 センターの林業試験場長 (以下「林業試験場長」という。) は、センターの林業試験場 (以下「林業試験場」という。) の業務に支障がないと認められる場合は、林業試験場の使用料等徴収条例別表第一に掲げる木工機械を使用させ、及び使用料等徴収条例別表第二に掲げる木材加工又は試験の依頼を受けることができる。  
(申請書等の提出)

第三条 林業試験場の使用料等徴収条例別表第一に掲げる木工機械を使用しようとする者は、木工機械使用申請書 (第一号様式) を林業試験場長に提出しなければならない。

2 センターの畜産試験場又は林業試験場に使用料等徴収条例別表第二に掲げる分析等、木材加工又は試験を依頼しようとする者は、分析等 (木材加工、試験) 依頼書 (第二号様式) を畜産試験場長又は林業試験場長に提出しなければならない。  
(依頼者への通知)

第四条 畜産試験場長及び林業試験場長は、依頼を受けた分析等、木材加工又は試験を完了したときは、当該分析等、木材加工又は試験を依頼した者に対し、その結果 (木材加工にあっては、完了した旨) を通知しなければならない。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
( 青森県畜産試験場利用規則の廃止 )

2 青森県畜産試験場利用規則 ( 昭和三十八年四月青森県規則第二十六号 ) は、廃止する。

( 経過措置 )

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の青森県畜産試験場利用規則第二條の規定その他の第三條の規定に相当する規定により青森県畜産試験場長又は青森県工業試験場長に提出された申請書は、同條の規定により畜産試験場長又は林業試験場長に提出された木工機械使用申請書又は分析等 ( 木材加工、試験 ) 依頼書とみなす。

第 1 号様式 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

青森県農林総合研究センター林業試験場長 殿

住所 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )  
氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

木 工 機 械 使 用 申 請 書

下記のとおり木工機械を使用したいので、青森県農林総合研究センター利用規則  
第 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用しようとする木工機械の名称
- 3 使用しようとする日時
- 4 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第2号様式 (第3条関係)

(その1)

年 月 日

青森県農林総合研究センター畜産試験場長 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

分 析 等 依 頼 書

下記の分析等について、青森県農林総合研究センター利用規則第3条第2項の規定により依頼します。

記

- 1 依頼の目的
- 2 供試品名及び数量
- 3 分析を必要とする成分又は検定若しくは測定を必要とする項目
- 4 参考事項
  - (1) 生産地及び採取者名又は製造業者名
  - (2) 採取又は製造の年月日
  - (3) 栽培又は製造工程の概要
  - (4) その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

(その2)

年 月 日

青森県農林総合研究センター林業試験場長 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

木 材 加 工 (試 験) 依 頼 書

下記の木材加工 (試験) について、青森県農林総合研究センター利用規則第3条第2項の規定により依頼します。

記

- 1 依頼の目的
- 2 木材加工 (試験) の内容及び数量
- 3 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県肉用牛人工授精用凍結精液製造に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三十号

青森県肉用牛人工授精用凍結精液製造に関する規則の一部を改正する規則

青森県肉用牛人工授精用凍結精液製造に関する規則（昭和五十一年四月青森県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県畜産試験場」を「青森県農林総合研究センター畜産試験場」に、「が依頼を」を「において依頼を」に改める。

第十一条中「青森県畜産試験場手数料徴収条例（昭和三十八年三月青森県条例第二十六号）第四条ただし書」を「青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第六号）第五条ただし書」に改める。

第一号様式中「青森県畜産試験場長」を「青森県農林総合研究センター畜産試験場長」に、「青森県畜産試験場」を「青森県農林総合研究センター畜産試験場」に改める。

第三号様式中「青森県畜産試験場長」を「青森県農林総合研究センター畜産試験場長」に改め、「付子畜産試験 号」を「付子 第 号」に改める。

第四号様式中「青森県畜産試験場長」を「青森県農林総合研究センター畜産試験場長」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二十号

行 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公社等改革推進チーム、イベントプロジェクトチーム」を「行政改革・公社等改革推進チーム」に改め、「食の安全・安心対策チーム」の下に「イベントプロジェクトチーム」を加え、「」を「」並びに「ITER誘致推進室」に改める。

第四条第二項中「班長」を「グループリーダー」に、「その班」を「そのグループ」に改める。

第九条第二項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 スポーツ振興局長印

第十三条中「それぞれ」を「同表の」に改め、同条の表部長印（総務部長印を除く。）、出納局事務局長印の項の次に次のように加える。

スポーツ振興局長印

文化・スポーツ振興課長

第十三条の表中

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 専用公印（専用の出先機関の長印を除く。） | 第十条第一項の承認を受けた課長又は出先機関の長    |
| 専用の出先機関の長印           | 第十条第一項の承認を受けた出先機関の長が指定する職員 |

を

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 専用公印 | 第十条第一項の承認を受けた課長若しくは出先機関の長又はこれらの者が指定する職員 |
|------|-----------------------------------------|

に改める。

第二十二條第一項の表第一号ア中(イ)を(カ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ) スポーツ振興局長あてのものとあつときは、文化・スポーツ振興課長第二十二条第一項の表第一号イ中「イ、ウ、エ及びオ」を「からりまでに掲げる者」に改める。

第二十三条第二号中「担当班長」を「担当グループリーダー」に改め、同号ア中「上級官庁の訓令」を「国の機関からの」に、「通達」を「通知」に改め、同条第三号及び第五号中「担当班長」を「担当グループリーダー」に改める。

第二十七条中「除くほか」を「除き」に、「担当班長」を「担当グループリーダー」に、「おもやか」を「速やかに」に改める。

第三十一条中「部長」の下に「スポーツ振興局長」を加える。  
第三十五条第一頁中「次長」の下に「スポーツ振興副局長」を加える。

附表第一の(二)中

|                   |                   |                       |                       |
|-------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 青 森 県 出 納 局 事務局長印 | 青 森 県 出 納 局 事務局長印 | 青 森 県 環境生活部 スポーツ振興局長印 | 青 森 県 環境生活部 スポーツ振興局長印 |
|-------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|

の紫中「出納局事務局長印」24」を「出納局事務局長印」24」  
又「スポーツ振興局長印」24」

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 青 森 県 出 納 局 事務局長印 | 青 森 県 環境生活部 スポーツ振興局長印 |
| 青 森 県 環境生活部       | 青 森 県 環境生活部           |

|             |             |
|-------------|-------------|
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |

「工事検査室」を「工事検査課」に

|             |             |
|-------------|-------------|
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |

「美術館整備・芸術パーク構想推進室」を「美術館整備・芸術パーク構想推進課」に

|             |             |
|-------------|-------------|
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |

|             |             |
|-------------|-------------|
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |
| 青 森 県 環境生活部 | 青 森 県 環境生活部 |

|       |               |     |
|-------|---------------|-----|
| 文化観光部 | 文化観光推進課       | 青文観 |
|       | 国際課           | 青国際 |
|       | イベントプロジェクトチーム | 青イ  |
|       |               |     |

弘前県三戸緑野環境保健センターの項の次に次のように定める。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 青森県環境保健センター 青森環境管理事務所 | 青環保セ青管 |
|-----------------------|--------|

弘前県三戸緑野環境保健センター六ヶ所放射線強弱観測所の項を次のように定める。

|            |     |
|------------|-----|
| 青森県原子力センター | 青原セ |
|------------|-----|

弘前県三戸緑野測量検定所の項から青森県土木建設試験場の項を次のように定める。

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 青森県工業総合研究センター          | 青工研   |
| 青森県工業総合研究センター弘前地域技術研究所 | 青工研弘技 |
| 青森県工業総合研究センター八戸地域技術研究所 | 青工研八技 |

別表第三中青森県工業試験場青森木工分場の項及び青森県機械金属技術研究所の項を削り、青森県農業研究推進センターの項から青森県農産物加工指導センターの項までを次のように定める。

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 青森県農林総合研究センター            | 青農研  |
| 青森県農林総合研究センター病害虫防除室      | 青農研病 |
| 青森県農林総合研究センターグリーンバイオセンター | 青農研バ |

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場          | 青農研畑  |
| 青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室    | 青農研畑病 |
| 青森県農林総合研究センターフラワーセンター21おおもり   | 青農研フ  |
| 青森県農林総合研究センターりんご試験場           | 青農研リ  |
| 青森県農林総合研究センター畜産試験場            | 青農研畜  |
| 青森県農林総合研究センター林業試験場            | 青農研林  |
| 青森県水産総合研究センター                 | 青水研   |
| 青森県水産総合研究センター増養殖研究所           | 青水研増  |
| 青森県水産総合研究センター内水面研究所           | 青水研内  |
| 青森県ふるさと食品研究センター               | 青ふ研   |
| 青森県ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センター | 青ふ研下  |
| 青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター    | 青ふ研農  |
| 青森県農業大学校                      | 青農大   |
| 青森県農業大学校                      | 青農大   |

別表第三中青森県農産物加工指導センターつがる農産物加工センターの項から青森県内水面水産試験場の項までを削り、青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所の項を次のように定める。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 青森県土整備事務所駒込ダム建設所 | 青農整駒建 |
|------------------|-------|

弘前県三戸緑野測量事務所の項を削る。

第七号様式の(その二)及び第七号様式の二の(その二)中「班長」を「グループリーダー」に改める。

第十号様式の(その二)中

|   |   |
|---|---|
| 係 | 課 |
|---|---|

を

|   |   |
|---|---|
| 課 | 員 |
|---|---|

に改める。

第十一号様式中「職員」を「職員」に改める。

第十四号様式を次のように改める。

第 1 4 号様式 起案用紙甲 (第 2 8 条関係)

|                                      |       |           |     |              |                       |               |
|--------------------------------------|-------|-----------|-----|--------------|-----------------------|---------------|
|                                      |       |           |     |              | 分類記号                  | —             |
| 決 裁 区 分                              | 知事    | 副知事       | 部長  | 課長           | グループ<br>リーダー          | 保存年限 永年( )・ 年 |
| 件名<br>-----<br>-----                 |       |           |     |              |                       |               |
| このことについて、次のとおり<br>してよいか伺います。<br>します。 |       |           |     |              | 起案者<br>課<br>電話<br>⑩ 番 |               |
| 知 事                                  | 部 長   | 次 長       | 課 長 | グループ<br>リーダー | 課 員                   |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
| 副 知 事                                |       |           |     |              |                       |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
| 出 納 長                                |       |           |     |              |                       |               |
|                                      |       |           |     |              |                       |               |
| 施行上の注意                               |       |           |     |              |                       |               |
| 起 案                                  | 年 月 日 | 決 裁 年 月 日 |     |              | 浄書者印                  | 発 送 年 月 日     |
| 処理期限                                 | 年 月 日 |           |     |              | 校合者印                  |               |
| 施 行                                  | 年 月 日 |           |     |              | 公印使用<br>発送承認印         |               |
| 文書番号                                 | 青 第 号 |           |     |              |                       |               |

注 1 裏面は、第 1 4 号様式の 2 の様式を印刷すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とし、刷色は、グレーとすること。

第十五号様式中「課長補佐 班長」を「グループリーダー」に改める。  
第二十三号様式中「部 課 班」を記す。

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

|      |     |                         |
|------|-----|-------------------------|
| 課長補佐 | 班 長 | 借 覧 ( 庁 外 持 出 ) 青 森 氏 印 |
|      |     |                         |

を

|           |              |                         |
|-----------|--------------|-------------------------|
| 課 ( 室 ) 名 | グループ<br>リーダー | 借 覧 ( 庁 外 持 出 ) 青 森 氏 印 |
|           |              |                         |

に、

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 課長補佐 | 班 長 | 課 長 |
|      |     |     |

を

|              |     |  |
|--------------|-----|--|
| グループ<br>リーダー | 課 長 |  |
|              |     |  |

に改める。

第三十号様式中「課長補(係)長」を「課長」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県文書取扱規程により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県訓令甲第二十一号

青森県長期総合計画策定連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県長期総合計画策定連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県長期総合計画策定連絡会議規程(昭和四十二年五月青森県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中「財政課長」の下に「総務学事課長」を加え、「並行在来線対策室長」及び「国際課長」を削り、「自然保護課長」の下に「美術館整備・芸術パーク構想推進課長、県境不法投棄対策チームリーダー」を、「健康医療課長」の下に「薬務衛生課長」を、「障害福祉課長」の下に「自治体病院機能再編成推進チームリーダー、食の安全・安心対策チームリーダー」を加え、

「( 商 工 観 光 労 働 部 )

商工政策課長、経営振興課長、工業振興課長、新産業創造室長、文化観光推進課長、むつ小川原振興室長、資源エネルギー課長、労政・能力開発課長

「( 商 工 労 働 部 )

商工政策課長、経営振興課長、工業振興課長、新産業創造課長、むつ小川原振興課長、資源エネルギー課長、労政・能力開発課長、I T E R 誘致推進室長  
( 文 化 観 光 部 )

文化観光推進課長、国際課長、イベントプロジェクトチームリーダー

改め、「漁港漁場整備課長」の下に「あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百一十二号

青森県工業試験場研修生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県工業試験場研修生規程の一部を改正する規程

青森県工業試験場研修生規程（昭和六十年三月青森県告示第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県工業総合研究センター研修規程

第一条中「青森県工業試験場（以下「試験場」を「青森県工業総合研究センター（以下「センター」に改める。

第二条及び第三条を削り、第四条を第一条とする。

第五条中「場長」を「センターの長（以下「所長」という。）」に改め、同条第一号中「（第二号様式）」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条を第三号とする。

第六条中「場長」を「所長」に改め、同条を第四条とする。

第七条第一項中「第三号様式」を「場長」を「第二号様式」を所長」に改め、同条を第五条とする。

第八条第一項中「場長」を「所長」に、「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「試験場」を「センター」に改め、同条第二項中「場長」を「所長」に、「試験場」を「センター」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「場長」を「所長」に、「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「場長」を「所長」に改め、同条を第八条とする。

第一号様式中「第5条」を「第3条」に、「青森県工業試験場長」を「青森県工業総合研究センター所長」に、「青森県工業試験場の」を「青森県工業総合研究センター

の」に、「研修科目」を「研修内容」に改める。

第二号様式を削る。

第三号様式中「第7条」を「第5条」に、「青森県工業試験場長」を「青森県工業総合研究センター所長」に改め、同様式を第二号様式とする。

第四号様式中「第9条」を「第7条」に、「青森県工業試験場の」を「青森県工業総合研究センターの」に、「青森県工業試験場長」を「青森県工業総合研究センター所長」に、「研修科目」を「研修内容」に改め、同様式を第三号様式とする。

附 則

1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規程の施行前に改正前の青森県工業試験場研修生規程第六条の規定により研修生の決定の通知を受けた者は、改正後の青森県工業総合研究センター研修規程第四条の規定により研修生の決定の通知を受けた者とみなす。

|                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人<br>青森市長島一丁目一番二号<br>青森県 | 印刷所・販売人<br>青森市古川一丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
|--------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭